

# 警視庁機動隊運営規程

平成4年3月19日

訓令甲第8号

存続期間

## (目的)

この規程は、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）並びに警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）及び警視庁警備実施要則（昭和39年1月10日東京都公安委員会規程第1号）に基づき、警視庁機動隊の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。